

地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を  
定める省令の一部を改正する省令について

平成 29 年 7 月  
自治財政局交付税課

1. 改正理由

地方財政法第 33 条の 5 の 2 第 1 項の額（臨時財政対策債の発行可能額）について、平成 29 年度の発行可能額を算定するため、地方財政法第 33 条の 5 の 2 第 1 項の額の算定方法を定める省令（平成 13 年総務省令第 109 号）の一部を改正する。

2. 省令案の概要

各団体における臨時財政対策債発行可能額の算定に用いる補正係数等を年次更新（各団体の財政力指数に応じた補正係数及び調整率（総額に合わせつける率）の年次更新等）。

3. 施行期日

平成 29 年 7 月 25 日に公布・施行（普通交付税の額の決定日と同日）